

特定フロンの解釈について

輸入注意事項元第15号 (元. 6. 29)

改正①輸入注意事項16第3号 (16. 5. 28)

平成元年6月1日付け通商産業省告示第256号 (輸入公表の一部を改正する告示) により、輸入割当制となった特定フロンの解釈については、以下のとおりとします。

1 輸入公表に定める特定フロンの種類等は、次の表のとおりです。

なお、輸入割当て及び輸入承認証の通関状況の記載等は、輸入される特定フロンの正味重量に該当特定フロンのオゾン破壊係数 (ODP換算係数) を乗じて (混合物にあつては、当該混合物の全重量に占める特定フロンの重量割合を乗じて) 得た数量により行うこととなります。

物質名	化学式	オゾン破壊係数
フロン11	CFCl ₃	1.0
フロン12	CF ₂ Cl ₂	1.0
フロン113	C ₂ F ₃ Cl ₃	0.8
フロン114	C ₂ F ₄ Cl ₂	1.0
フロン115	C ₂ F ₅ Cl	0.6

2 輸入規制の対象となる物質は、上記1の表の特定フロン及びこれらの物質との混合物であつて、輸入の際に用いられる容器から他の容器への移し換え又は製品への移し換えを予定しているものをいい、これらを冷媒等として使用するための設備、装置又はエアゾール製品等の最終製品の中に含まれているものは対象となりません。

その具体的な取扱いは、以下のとおりです。

(1) 対象となる例

イ 輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているもの。

ロ 特定フロンを含む混合洗浄剤であつて、関税率表第3814・00号に該当し、かつ、前記イに記載の容器に入っているもの。

(2) 対象とならない例

イ エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの。

ロ 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの。

ハ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの。

ニ 発泡製品及びポリウレタン・プレポリマーに含まれているもの。①

(参 考)

フロンの概要

特 徴	備 考
フロンは、炭素原子1-4個の含フッ素炭化水素の我が国における総称である。フロンは、1930年代に米国で開発されて以来、冷媒、エアゾールの噴射剤、ウレタンフォームの発泡剤、溶剤、洗浄剤等として広く用いられてきた。	主な種類と用途 〔規制対象物質〕 ①フロン11 (トリクロロモノフルオロメタン) 構造式 CCl_3F 分子量 137.4 沸点 23.8°C 用途：発泡、エアゾール、冷媒
現在、用いられているフロンの特徴はつぎのとおりである。	②フロン12 (ジクロロジフルオロメタン) 構造式 CCl_2F_2 分子量 120.9 沸点 -29.97°C 用途：冷媒、発泡、エアゾール
①無色透明で、ほぼ無臭である。	③フロン113 (トリクロロトリフルオロエタン) 構造式 $\text{CClF}_2\text{-CCl}_2\text{F}$ 分子量 187.4 沸点 47.57°C 用途：洗浄剤、溶剤
②高濃度のガスの場合には酸素欠乏による危険があるが、毒性はほとんどない。	④フロン114 (ジクロロテトラフルオロエタン) 構造式 $\text{CClF}_2\text{-CClF}_2$ 分子量 170.9 沸点 3.77°C 用途：冷媒
③引火爆発の危険がない。	⑤フロン115 (モノクロロペンタフルオロエタン) 構造式 $\text{CClF}_2\text{-CF}_3$ 分子量 154.5 沸点 -39.05°C 用途：冷媒
④熱に対して安定で、容易に分解しない。	
⑤化学的に不活性で、機械油等とは反応せず、腐食性もない。	
⑥溶解能が優れている。	

⑩ 追

(注) フロンの番号はISO (国際標準化機構) の規定により、1桁目がフッ素の数、2桁目が水素の数に1を加えたもの。メタン系は2桁

の数で表わし、3桁目は炭素(原子)の数から1を引いたもの、エタン系は100番台、プロパン系は200番台、ブタン系は300番台となる。